

2 新 都 建 指 第 1625 号
制 定 平 成 30 年 3 月 16 日
改 正 令 和 3 年 3 月 25 日
都 市 計 画 部 長 決 定

新宿駅東口地区地区計画区域内における建築基準法第 68 条の 5 の 5 第 2 項の 規定に基づく認定に係る運用基準

新宿駅東口地区地区計画（都市計画決定 平成 29 年 12 月 28 日 新宿区告示第 884 号）
の区域内における建築基準法（以下「法」という。）第 68 条の 5 の 5 第 2 項の規定に基づ
く認定に係る運用基準を以下のとおり定める。

第 1 認定の対象

新宿駅東口地区地区計画区域内の壁面の位置の制限が定められた敷地における、地区計
画に適合する建築物で、法第 68 条の 5 の 5 第 2 項（斜線制限の適用除外）の適用を受けよ
うとするもの。

第 2 基準

法第 68 条の 5 の 5 第 2 項の規定に基づく認定においては、以下の基準を全て満たすこと
とする。

1 空地の整備

壁面の位置の制限による後退部分は、平坦で、かつ、周辺の状況にあわせた舗装整
備を行い、歩行者等に開放すること。

2 避難経路の確保

建築基準法施行令（以下「令」という。）第 121 条第 1 項第 6 号イの規定において、
「6 階以上の階」とあるのは「避難階以外の地上階」と読み替えるものとする。

3 非常用の照明装置

令第 126 条の 4 第 1 項第 4 号に該当する建築物の居室には、同条ただし書きの規定
にかかわらず、非常用の照明装置を設けること。

4 内装の制限

令第 128 条の 5 第 1 項第 1 号イ及び同条同項第 2 号イの規定において、「準不燃材料」
とあるのは「不燃材料」と、同条同項第 1 号イの規定において、「難燃材料」とあるの
は「準不燃材料」と読み替えるものとする。

5 衛生

店舗等からの排気口は、隣地境界側以外に接して設けること。ただし、排気口及び
排気口より上部の外壁等を隣地境界線から 50cm 以上離し、衛生上支障がない場合は、
この限りでない。

附則

この運用基準は、決定日（平成 30 年 3 月 16 日）から施行する。

改正附則

この基準の改正は、令和 3 年 3 月 25 日から施行する。